

学校法人新潟総合学園 新潟食料農業大学と糸魚川市との包括的連携に関する協定書

学校法人新潟総合学園 新潟食料農業大学（以下「甲」という。）と、糸魚川市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、地域の活性化、教育の分野等で相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、次の各号に掲げる事項について連携協力する。

- (1) 地域の食料産業の振興に関する事項
- (2) 地域における高校との連携及び産学官連携の教育に関する事項
- (3) 地域におけるグローバル人材育成に関する事項
- (4) その他旧学校施設等の施設の利用を含む地域における連携協力に必要な事項

（協議会）

第3条 前条の掲げる事項の円滑な推進を図るため、必要に応じて協議会を設置するものとする。

2 協議会に関して必要な事項は、別に定める。

（協議）

第4条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2022年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の3月前までに、甲、乙のいずれからも改廃の申し入れがない場合は、期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が署名押印の上、各自が1通を保有する。

2019年1月17日

甲 新潟県新潟市北区島見町940
学校法人新潟総合学園新潟食料農業大学

学長 滝田好子

乙 新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号
糸魚川市

市長 米田徹